

常駐の管理者を置かない宿泊施設等に関する規則（民泊・貸別荘などの規則）

1. 目的

この規則は大室高原自治会会則および「大室高原暮らしの手引き」に基づき、会員の所有区画における常駐の管理者を置かない宿泊施設等（以下「民泊等」という。）が周辺地域の良好な生活環境を維持するために必要な事項を定めたものである。

2. 届け出

民泊等として所有区画を利用する者（以下「所有者」という。）又は民泊等を運営する者（以下「運営者」という。）は、自治会に加入して以下の各号に掲げる事項を含む所定の事項を自治会事務局に届け出なければならない。

- 1) 自治会入会申込書の記載事項、変更のある場合その事項
- 2) 火災、騒音その他異常事象が発生したときに連絡がつく緊急連絡先としての管理者電話番号
- 3) 監督官庁等による営業許可証の写し
- 4) 廃業時の廃業申請書などの写し

3. 周辺住民への周知

所有者及び運営者は、周辺住民の生活環境との調和をはかり、挨拶を励行するものとし、24時間対応可能な緊急連絡先を周辺住民に周知しておかなければならない。

4. 車両の駐車管理

所有者及び運営者は、民泊等の利用者をして車両を当該民泊等の敷地外に駐車させてはならない。

5. 騒音等の迷惑行為の禁止

① 周辺住民への配慮義務

所有者及び運営者は、静かで平穏な環境を求める周辺住民との調和を図るため、民泊等の利用者をして屋外やテラスのみならず室内でも歓声などの騒音を終日控えさせなければならない。特にバーベキューや花火などの際に騒音を控えさせなければならない。また、民泊等の利用者が周辺住民からの苦情を無視して歓声などの騒音を発し続ける等の迷惑行為を行なわないよう指導する義務を負う。

② 所有者及び運営者は、上記①項を遵守すると共に、民泊等の利用者に対しバーベキューや花火など屋外での活動を20時までに終わらせなければならない。

6. ゴミステーション利用

所有者及び運営者は、ゴミの分別を適切に行い、ゴミステーションを適切に利用もしくは個別収集を行わなければならない。民泊等の利用者が長期利用する場合であっても、民泊等の利用者が直接ゴミステーションを利用することの無いよう敷地内にゴミ置き場を作るなど、責任をもってゴミの分別処理をしなければならない。